

令和3年11月定例会 経済委員会（事前）

令和3年11月22日（月）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

北島委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（10時45分）

これより農林水産部関係の調査を行います。

農林水産部関係の11月定例会提出予定議案はありませんが、この際、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 高病原性鳥インフルエンザ発生に係る本県の対応について（資料1）
- 第13次徳島県鳥獣保護管理事業計画（素案）について（資料2，3）
- 第5期徳島県ニホンジカ適正管理計画（素案）について（資料4，5）
- 第5期徳島県イノシシ適正管理計画（素案）について（資料6，7）
- 第3期徳島県ニホンザル適正管理計画（素案）について（資料8，9）
- 第4期徳島県鳥獣被害防止対策基本方針（素案）について（資料10，11）
- 新型コロナウイルス感染症に係る農林水産業への影響と対応について（資料12）

森口農林水産部長

この際、4点ほど御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1点目でございますけれども、高病原性鳥インフルエンザ発生に係る本県の対応についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

1、国内の発生状況でございますが、11月10日に秋田県横手市におきまして、今季国内1例目の高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。

その後、11月13日、15日には、鹿児島県出水市で国内2例目、3例目の発生が、さらに、17日には兵庫県姫路市におきまして国内4例目の発生が確認され、これまで3県4事例において処分羽数が約34万8,000羽となっております。

また、参考に記載しておりますとおり、国内の野鳥におきましても、鹿児島県出水市の水鳥のねぐら水、宮崎県宮崎市の野鳥の糞便からウイルスが確認されており、国内におきまして、いつ、どこで発生してもおかしくない状況にあり、厳重な警戒が必要となっております。

これを受けまして、2、本県の対応状況でございますが、国内での発生確認を受けまして、まず（1）危機管理連絡会議を開催いたしまして、庁内関係部局との情報共有、関係部局一丸となった防疫対策の徹底について確認いたしますとともに、（2）防疫対策会議としまして、11月15日に養鶏関係者や市町村などに対して防疫対策の徹底を要請する会議を開催したところでございます。

また、（3）鳥インフルエンザとくしまアラートの発動では、次のページにアラートを載せておりますが、適時適切な防疫対策を図るため、今年度より設定した本県独自のア

ラートを発動しております。11月2日、韓国の野鳥からウイルスが確認されて以降、国内外の状況の変化に応じて、現在、ステージⅢ、感染拡大警報を発動し、防疫対策の強化を行っているところであります。

（4）発生予防対策の強化でございますが、県内全養鶏場に対しまして畜舎消毒や農場内に入出入りする車両の消毒の徹底、防鳥ネットによる野鳥侵入防止対策の再点検など、家畜保健衛生所による指導を強化いたしますとともに、農場敷地内、また、養鶏場周辺のため池の除草、消毒の実施、さらには、県内全養鶏場に対する消毒用消石灰の配布を11月15日に開始し、本日にも配布を終了する見込みであります。

なお、今後、本県発生時における緊急消毒に対応するため、危機管理調整費を活用させていただきまして、消毒用消石灰を購入させていただいております。

加えまして、（5）死亡羽数の報告では、県内全養鶏場からの報告頻度を月1回から週1回に引き上げ、監視体制を強化しているところでございます。

次に、3、野鳥監視体制の強化でございますが、環境省が設定する野鳥監視サーベイランスの対応レベルが、現在、最も高い対応レベル3まで引き上げられており、これに基づき監視体制を強化いたしますとともに、死亡野鳥を発見した際の対応や注意点などについて県民の皆様にご周知させていただき、一連の防疫対応を実施しているところでございます。

本県におきましては、これまで本病を疑う異常な鳥は確認されておりましたが、今後とも本県の養鶏産業を守るため、発生させない、持ち込ませないとの強い気概の下、万全の対策を講じてまいります。

続きまして2点目でございます。

第13次徳島県鳥獣保護管理事業計画の素案についてでございます。

まず、資料2の概要を御覧ください。

1、目的といたしましては、鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の保護及び管理を図るための鳥獣保護区の指定や捕獲許可等の事業実施に関する基本的な計画を策定するものでございます。

2、計画の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としております。

3、計画の概要につきましては、（1）鳥獣の保護及び管理を目的に狩猟等を禁止する鳥獣保護区及び特別保護地区の指定や、（2）鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可基準について定めるとともに、（3）におきまして狩猟における危険予防や希少種保護を図るため、猟銃やくくりわななどの特定猟具の使用や鉛散弾の使用などの猟法を禁止する区域の指定について定めるものでございます。また、（4）特定計画の策定といたしまして、生息数の増加や生息範囲の拡大が著しいニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの個体数を適正に管理するための管理計画を策定することとし、個体数管理のために実施する指定管理鳥獣捕獲等事業におきましては、本年6月の鳥獣被害防止特措法の改正を受けまして、新たに関係市町村の連携による広域的な管理を追記するものでございます。（5）その他につきましては、感染症対策といたしまして新たに豚熱対応を追加させていただくものでございます。

4、今後のスケジュールといたしましては、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの管理

計画と併せまして、県議会での御論議やパブリックコメント、環境審議会での御意見を踏まえ、計画案として取りまとめさせていただきたいと考えております。

次に、事業計画に基づく各鳥獣の管理計画についてでございます。

資料4、第5期徳島県ニホンジカ適正管理計画（素案）の概要でございます。

1、計画の期間につきましては事業計画と同様、令和4年4月1日からの5か年間としております。

2、これまでの取組とその評価でございますが、農業被害は被害面積、被害金額ともに減少傾向にある一方で、林業被害については被害面積が増加し、剣山山系を中心に自然植生に対する被害も継続して発生しているという状況でございます。ニホンジカの捕獲実績については年々増加し、捕獲目標のおおむね9割以上を達成している状況ではございますが、推定個体数については横ばいから微増の傾向となっております。

続きまして、3、管理の目標につきましては、県民の皆様には被害の減少を実感していただくため、ニホンジカの生息密度を令和元年度の1平方キロメートル当たり約20頭から、令和8年度に10頭以下まで半減させることにより、農業被害程度及び果樹剥皮被害程度が深刻又は大きい集落の割合を15パーセント以下とすることや、林業被害の軽減、森林下層の植生の衰退抑制を目指してまいりたいと考えております。

4、目標達成のための具体的な方策でございますが、ニホンジカの推定生息頭数の増減に即応した狩猟期間延長の決定や、高密度区域における重点捕獲の実施により個体群管理を強化いたしますとともに、造林木の着実な育成や集落単位での効率的な防護対策の実施などにより、被害管理の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、資料6、第5期徳島県イノシシ適正管理計画（素案）の概要でございます。

1、計画の期間につきましては事業計画と同様、令和4年4月1日からの5年間としております。

2、これまでの取組とその評価でございますが、農作物被害防止のため侵入防止柵の設置や集落ぐるみでの被害対策の普及とともに捕獲を進めた結果、イノシシの推定個体数は横ばいから減少傾向にございます。

3、管理の目標につきましては、イノシシの生息密度を令和元年度の1平方キロメートル当たり約4.4頭から令和8年度に3頭以下まで減少させることにより、農業被害程度が深刻又は大きい集落の割合を15パーセント以下とすることや人身被害のゼロなどを目指してまいりたいと考えております。

4、目標達成のための具体的な方策といたしましては、イノシシの推定生息頭数の増減に即応した狩猟期間延長の決定や、高密度区域や被害の甚大な区域における重点捕獲の実施により個体群管理を徹底いたしますとともに、集落単位での被害防除体制の構築や、イノシシを誘引しないための餌付け防止や生ごみの適正処理などの被害防止対策、安全対策の普及啓発などを進めてまいりたいと考えております。

次に、資料8、第3期徳島県ニホンザル適正管理計画（素案）の概要でございます。

1、計画の期間につきましては事業計画と同様、令和4年4月1日からの5か年間としております。

2、これまでの取組とその評価といたしましては、農業被害は被害面積、被害金額ともに減少傾向にございますが、ニホンザルの分布域は拡大しており、被害を及ぼす加害群の

把握が十分でないという課題がございます。

このため、3、管理の目標につきましては、群れの加害レベルに応じた捕獲対策を実施することによりまして、年間を通じて耕作地に出没し、農作物や生活環境に被害を及ぼす加害レベルの高いレベルⅢの群れの無害化や生息域及び被害地域の拡大防止、農業被害程度が深刻又は大きい集落の割合を15パーセント以下とすることを目指したいと考えております。

4、目標達成のための具体的な方策といたしましては、群れごとの加害レベルを把握し、最も加害レベルの高い群れに対しましては全体捕獲、加害レベルの高い群れにつきましては部分捕獲を実施いたしますとともに、加害レベルの低い群れに対しましてはハナレザルの捕獲や追い払いの実施など、地域における被害防除対策と合わせまして、効果的な推進を図ってまいりたいと考えております。

詳細につきましては、資料3、5、7、9、それぞれ本体版を御覧いただければと考えております。

続きまして、3点目、第4期徳島県鳥獣被害防止対策基本方針の素案でございます。

資料10の概要を御覧ください。

1、目的といたしましては、野生鳥獣による農林水産物等への被害防止対策を総合的に推進するため、県の関係部局と関係機関で構成する徳島県鳥獣被害防止センターにおいて基本的な方針を策定するものでございます。

2、実施期間につきましては、令和4年4月から令和9年3月までの5か年間としております。

3、基本目標につきましては、先ほど御説明させていただきましたが、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの管理計画と同様の目標を設定し、野生鳥獣の保護はもとより捕獲と利用を一層、推進してまいりたいと考えております。

(1) 捕獲対策の一層の強化といたしまして、県や市町村、関係団体が連携した広域捕獲や生息状況調査等に基づく効率的で効果的な捕獲を展開してまいりたいと考えております。

(2) 集落ぐるみの持続可能な防護対策の推進といたしましては、集落ぐるみの侵入防止柵の整備や集落環境の整備、追い払いなどの総合的な防護対策や地域内外の多様な人材との協働による鳥獣害に強い集落づくりを推進してまいりたいと考えております。

(3) 多様な担い手の確保、育成といたしましては、県や市町村の鳥獣被害対策実施隊への多様な人材の活用や若手狩猟者の育成などに取り組みたいと考えております。

(4) 新技術等を活用した被害対策の展開といたしましては、IoTやICT技術を活用した捕獲機器や植林木を守る食害防止チューブ等の導入促進に取り組みたいと考えております。

(5) 捕獲鳥獣の利用と消費拡大につきましては、阿波地美栄の供給拡大やブランド力向上による消費拡大を推進してまいりたいと考えております。

これらの活動につきましては、5、主な活動目標のとおり、具体的な数値目標を設定し、取り組んでまいりたいと考えております。

6、今後のスケジュールといたしましては、県議会での御論議やパブリックコメントでの御意見を踏まえ、計画案として取りまとめさせていただきたいと考えております。

詳細につきましては、資料11の本体版を御覧いただければと存じます。よろしくお願いたします。

最後に、4点目、新型コロナウイルス感染症に係る農林水産業への影響と対応についてでございます。

資料12を御覧ください。

農林水産業における影響についてでございますが、1、調査の概要といたしまして、新型コロナウイルスにより社会経済活動への影響が長期間に及んでいることを踏まえ、前回調査を行いました9月以降における本県農林水産業に対する影響を把握するため、県内182の農林漁業者及び関係団体に対して聞き取り調査を実施させていただきました。

2、分野別の主な状況でございます。

まず、(1)農業でございます。家庭消費が中心の野菜、果実の販売はおおむね堅調ですが、業務需要の比率が高い品目では単価安が続いており、米は外食産業の需要減少により全国的に在庫が多く、買取価格が低下しております。また、スダチは販売不振が続いておりますが、つまもの、花きの生産者からは、緊急事態宣言解除後は販売が回復しつつあるという声も頂いているところでございます。

続きまして、①売上げの状況でございますが、2021年9月期、10月期及び11月期の見込み、それぞれの売上げ状況について、コロナ前の2019年、コロナ後の2020年と比較する形で聞き取り調査の結果を記載させていただいております。

売上げが減少したと回答した割合は、2019年比で46パーセントから33パーセント、2020年比では48パーセントから29パーセント、また、変わらないでは2019年比で39パーセントから30パーセント、2020年比で42パーセントから24パーセント、一方、売上げが増加したとの回答は、2019年比で12パーセントから10パーセント、2020年比で20パーセントから10パーセントでございました。

コロナの影響が発生した2020年と比べても、約5割から3割の生産者から売上げが減少したとの回答を頂いており、生産者によっては依然として厳しい販売状況が続いていると受け止めております。

次に、②市場販売の状況でございますが、カンショはおおむね堅調に販売が続いておりますが、夏場のレンコンは業務需要中心でコロナ前をやや下回っており、ナスは天候不順により出荷量が減少し、振るわない結果となっております。

また、スダチやつまものは販売不振の状況が続いており、キクは8月には出荷量の増加に伴い販売額が増加していますが、9月は低調な実績となっております。

続きまして、2ページでございます。

③生産者等の声でございます。まず、現状についてでございますが、全国的な需要減少に伴う米価の下落やスダチの厳しい販売状況が続いているなどのお声を頂戴しております。

また、10月からの緊急事態宣言解除後の変化については、変化はないというお声が多かった一方で、つまもの、花きでは需要の回復、農産物直売所では県外客が増加しつつあるとお声もあったところでございます。

また、今後については、年末年始の需要回復への期待とともに第6波を懸念するお声でありますとか、業務需要がコロナ前に戻らないという懸念でありますとか、燃油価格や資

材費など経費の上昇などのお声を頂戴しているところでございます。

また、県のコロナ対策につきましては、15か月予算によりまして、徳島県産香酸柑橘等産地強化支援促進事業などに対し、産地への支援、未開拓市場へのPRが有意義であった、また、需要喚起に有効であった、継続的な実施をなどのお声を頂戴しております。

続きまして、3ページでございます。

（2）畜産業についてでございます。

本県産畜産物の販売は引き続き堅調に推移しておりますが、阿波尾鶏など高価格帯品目については厳しい販売状況が続いており、生産者の意欲減退が懸念されるところであります。

①売上げの状況につきましては、変わらないとの回答が2019年比で58パーセントから55パーセント、2020年比で68パーセントから61パーセントと前回の調査と同様、他の業種よりも多い結果となっており、全体的な販売に関しては安定した状況が見られると考えております。

②市場販売の状況につきましても、和牛肉、豚肉、ブロイラーはコロナ前と同等か上回る水準で推移しております。

③生産者等の声では、現状について、販売状況に変化はないとお声の一方、阿波尾鶏では高価格帯商品や外食向け商品の販売が不振とお声も頂いております。

また、緊急事態宣言解除後の変化については、牛肉需要は徐々に回復傾向にあるとお声がある一方で、需要回復にはまだまだ一定の時間が必要などのお声もありました。

また、今後についてでございますが、飼料代や燃油代などの経費増大に対する不安のお声でございますとか消費喚起や生産基盤の維持が必要などのお声を頂戴しているところでございます。

なお、県のコロナ対策についてでございますが、新しい生活様式に対応した徳島県産畜産ブランド販路拡大強化事業に対し、滞留在庫の削減や新たな需要開拓につながったなどのお声を頂戴しております。

続きまして、4ページでございます。

次に、（3）水産業でございます。

外食産業で使用される高価格帯品目については販売不振が継続しており、緊急事態宣言解除後は徐々に回復しているというお声もございますが、全般的に水産物の相場がコロナ禍前より低下しておりまして、生産者の意欲減退が懸念されるところでございます。

①売上げの状況でございますが、減少したとの回答割合が2019年比で59パーセントから53パーセント、2020年比で65パーセントから47パーセントと、前回同様、他の分野に比べ、減少したとの回答が高い結果となっており、経営環境は依然厳しい状況が続いていると考えられます。

②市場販売の状況では、ハモは販売単価の低下により業務用から量販店の販売が中心になっている、また、アワビは販売単価低迷により出荷量が低調などとなっております。

③生産者等の声では、現状については、漁獲量はあるものの単価が安く販売は厳しい状況とお声の一方、物によっては少しずつ単価が上昇、浜値もますますといったお声もあるところでございます。

また、緊急事態宣言解除後の変化については、販売状況に変化は見られない、市況は好

転しているが燃料費や輸送コストが上昇し利益が出ないとのお声も頂戴しております。

また、今後については、低下した販売単価や巣ごもりの定着による外食控えが元に戻るかなどの不安のお声を頂いております。

なお、県のコロナ対策につきましては、届け「海の幸」需要回復推進事業において、滞留在庫の削減や新たな需要開拓につながったとの御意見を頂戴しているところでございます。

続きまして、5ページでございます。

（4）林業でございます。

木材は、輸入木材のひっ迫、いわゆるウッドショックにより県産材への需要がこれまで以上に高まっており、素材の増産が急務となっております。

①売上げの状況でございますが、2019年比、2020年比ともに増加したとの割合が他の業種と比べ多くなっており、事業者によっては一定の売上げ回復が見られたものと考えております。

また、②市場販売の状況では、スギ原木の価格はコロナ前の水準を超え、好調に推移している状況でございます。

また、③生産者等の声では、現状について、川上では販売状況は好調であるとの一方、川中、川下では住宅着工件数の減少や原材料不足について不安のお声を頂戴しております。

また、今後についても、原木は当面の間、好調を維持するという反面、住宅着工件数の減少や原木の調達に対する不安の声があるところでございます。

なお、県のコロナ対策については、山の仕事を守るコロナ対策緊急支援事業について、森林整備の第一歩となった、また、雇用の継続につながったとの御意見を頂戴しているところでございます。

最後、6ページでございます。

主な支援策の状況についてでございます。

本県では、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に対し、令和3年度15か月予算、さらには9月補正予算において、県産農林水産物の需要喚起、また、市場開拓・販路拡大、生産体制強化に向けた支援策に取り組んでいるところであります。

主な取組を記載しておりますが、今後ともこれらの取組を着実に実施するとともに、生産者の皆様の声を十分にお聞きし、国の経済対策も踏まえ、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

北島委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

岩佐委員

私から少しだけ、質問させていただきたいと思います。

最後に御報告いただいたコロナに対する調査結果等も踏まえて、緊急事態宣言が解除されて少しずつ状況は好転してきているかなと思います。

その中で、県もいろんな施策等を行っていただいております、それぞれの業種においても次への生産の意欲向上にもつながってきているのかなと思っております。引き続き、新しい生活様式にのっとった、いろんな支援をしっかりとやっていただきたいと思います。

生産者のお声の中にもあるんですけれども、懸念の材料の一つに燃油の高騰があります。世界的にも燃油の需要が高まっていることで、本県の農林水産業においても、燃料やいろんな資材の高騰、また生産したものを販売につなげていくときの物流においても燃料のコスト高ということで、そういうものが生産のコストに乗ってくるというのが心配です。これから特に冬場になってきますので、暖房等が必要であったり、周りの農林水産業をやっている方にも大変大きな影響、また不安にもつながってきているかと思っております。

こうした燃油価格の高騰を受けて、11月18日に農林水産業者を対象にして特別相談窓口を開設したと聞いております。ニュースでも見たんですけれども、この相談窓口におけるこれまでの相談件数及びその内容等があれば教えていただけたらと思います。

松本農林水産政策課長

燃油価格の高騰に関する特別相談窓口についての御質問でございます。

委員からお話ございましたように、またコロナの影響調査から生産者さんの声にもございましたように、燃油価格の高騰が今後も冬場に向けて続いていく状況になりますと、本県農林水産業への深刻な影響が危惧されているところでございます。

このため先週11月18日に、農林漁業者の皆様のご経営の安定や資金繰りなどに関する相談に対応いたしますため、特別相談窓口を設置したところでございます。

窓口につきましては、融資の関係、また農業、畜産、林業、漁業の分野ごとにきめ細やかな対応ができますよう部内の担当課のほうにそれぞれ設けますとともに、生産者の皆様にとってより近い存在でございます農業支援センターにも農業経営また燃油削減技術に関する窓口を設置したところでございます。

相談実績についてでございますが、開設いたしました11月18日それから翌19日の2日間で、合わせて3件の御相談がございました。内容といたしましては、農家さんから2件、漁業関係者から1件、いずれも補助金など支援策についてお問い合わせいただいたものでございます。今後とも、農林漁業者の皆様の声のしっかりと聞き、関係団体とも連携しながら丁寧な相談対応に努めてまいりたいと考えております。

岩佐委員

まだ3件ということですので、これから冷え込んでくると、やっぱり重油等が高いということで相談も増えてくるのかなと思いますので、しっかりと相談体制を継続していただけたらと思います。

そこで、相談は3件であったんですけれども、今、燃油価格であったりとか、施設園芸品目の現状、状況について県としてはどのように把握されているのか、教えていただけたらと思います。

林次世代農業室長

ただいま岩佐委員より、燃油価格の状況とか生産状況等について御質問いただいたところでございます。

農業分野におきましても、委員お話しのとおり燃油使用量の特に多い施設園芸におきまして、冬期加温に使用するA重油等の価格が上昇している状況でございます。

農林水産省の統計調査によりますと、暖房用のA重油の全国平均価格は、1年前の令和2年10月におきまして1リットル当たり76.1円でありましたが、令和3年9月におきましては96.5円と約27パーセント上昇している状況でございます。

それと生産状況についてでございますが、本県の施設園芸品目につきましては、野菜におきましてはキュウリやイチゴ、そして果樹におきましてはスダチやミカン、花きにおきましてはシンビジウムやコチョウランなどの品目が栽培されておりまして、経営体数におきましては511戸、栽培面積につきましては約188ヘクタールで栽培しておりまして、今後、冬期に向けまして更に価格の上昇が続けば、施設園芸農家の経営への影響が非常に危惧されているところでございます。

岩佐委員

A重油でも前年比で27パーセント上がっているということで、今まで若干暖かかったんですけれども、これからキュウリやイチゴの年末出しもありますし、スダチにおいてはこれから冬場においてかなり温度を上げなければいけないところもあります。

また先々週、河野メリクロンに行ったところ、県を代表する花であるシンビジウムに関しても、これから特に年末出しということで必要な加温をしなければいけないということで、重油の値上がりというのは大変懸念しております。

先週には漁業者の方から、沖へ漁に出るのに、燃油の高騰によって船を出すのをためらってしまうというような声も頂いております。

そういった施設園芸であったり、漁業なんかもそうだと思うんですけれども、本県の農林水産業の今後の展開についても、原油の高騰に大変大きな影響を受けるわけなんです。県としても何か支援が必要になってくると思いますが、これに関してどのような見解を持たれているのか、教えていただけたらと思います。

林次世代農業室長

ただいま岩佐委員より、原油高騰、燃油高騰が続く中での産地等の維持に向け、県としてどのような取組を行っているのかという御質問を頂いたところでございます。

県におきましては、まず燃油使用量の削減に向けまして、これまでも生産現場におきまして被覆資材の気密性の確認作業とか内張りの多層化、そして加温期間中におけます適正な温度設定、変温管理の徹底など、熱効率とか保温性の維持向上に向けた取組を関係機関とも連携しながら推進しているところであります。

また、施設園芸農家の経営安定を推進するために、11月1日から公募されております、あらかじめ国と生産者が積み立てた資金から、燃油価格が一定以上に上昇した場合に基準額との差額におきまして、原則、購入数量の7割につきまして補填金が交付されます国の

施設園芸等燃油価格高騰対策公募事業につきまして、JA徳島中央会やJA全農とくしまなど関係機関と連携いたしまして、施設園芸農家に令和3年度対策の周知を行ってきたところでございます。

現在、関係機関と連携しながらこの公募事業の加入に向けた手続を進めておりまして、本日11月22日現在におきましては、JAや農業法人など9団体、県内の加温施設栽培の生産者の約8割からなります約400戸から加入申請を頂いたところでございます。

今後とも、施設園芸農家の経営安定に向けまして国の経済対策の動向もしっかりと注視しながら関係機関と連携を密にいたしまして、まずは省エネ技術の徹底によります燃油価格の変動の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるとともに、燃油削減技術はもとより、セーフティネットによる経営安定対策を一層推進してまいりたいと考えております。

岩佐委員

栽培技術や、経営面でもフォローを頂いているということもあります。

また、お話もあったように国のいろんな施策の動向を注視されているということであり、今の段階としては、いろんな生産技術の方法がありますという提案になってしまっていて、直接的な、例えば資金面での補助という形は今の段階では取れないと思うんですけども、国のいろんな施策が出てきたときにそれに即応して、引き続き県としても生産者の支援をしっかりと行っていただきたいと思えます。

コロナの落ち着きも少し光が見えてきたかなというようなところでの燃油の価格の高騰が、ちょっと雲がかかったようになってしまいますので、来年度、先に向けての策につながっていく支援策を引き続きよろしくお願い申し上げまして終わります。

仁木委員

私からは鳥インフルエンザとくしまアラートについて、もう少し詳しくお伺いしたいと思えます。

このアラートですけれども、最初の発動は11月2日ですか。ここら辺を含めて、アラートをいつお作りになられて、最初の発動がどうなって、今どうなっているかということの詳細をお伺いしたいと思えます。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま委員から、鳥インフルエンザとくしまアラートについて御質問を頂きました。

本年度新たに本県独自のアラートを設定しまして、国内外のインフルエンザの発生状況、野鳥の糞便からの鳥インフルエンザウイルスの検出状況、それと環境省の渡り鳥の飛来状況を加味してステージを4段階に分類して、養鶏関係者に対して注意喚起と緊急点検を指示するとともに、防疫対策の強化をしているところでございます。

アラートの発動ですけれども、11月2日、韓国の野鳥でウイルスを確認した時点でステージⅠに引き上げております。

また、11月10日、国内1例目、秋田県の発生に伴いましてステージⅡに引き上げ、11月11日、鹿児島県の水鳥のねぐら水からウイルスを検出したことによって、ステージⅢに引き上げている状況でございます。

仁木委員

今年のいつぐらいに策定されたのですか。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま、策定の時期について御質問を頂きました。
策定は4月でございます。

仁木委員

例えば、新型コロナの関係のアラートであれば、国の基準等々という指標的なアラートがあるかと思うのですけれども、この鳥インフルエンザとくしまアラートというのはそういうものがあるのか、又は徳島県独自で研究されて作られているものなのか、教えてください。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま、県独自か国に設定されたものがあるのかという御質問を頂きました。
アラートにつきましては県独自で作成しております。昨年の発生状況を踏まえまして、緊急提言などで設定してほしいという要望を上げている状況でございます。

仁木委員

要望段階ということで、徳島発のアラートだと確認させていただきました。

コロナの関係のアラートも基準がどんどん変わっていった緩和されたり強化されたり、いろいろあると思うのですけれども、先手先手というのが非常に重要であると思っております。家畜の関係の防疫に関して別に専門家ではないので、これを見て指摘とかはないですけれども、先手先手のアラートの指標ということで、専門家の皆さんでいろいろ改良していただきたいなと思います。

幾らいいアラートが設定され、対策を設定されたとしても、やはり事業をされている方にいかに周知徹底していくかということと、このアラートに準じて対応していただくかということが非常に大事になってくると思います。

この点について、どのように対応されているのかお伺いします。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

先ほど、アラートについてどのように運営しているのかについて御質問を頂きました。
発生を確認して情報等を関係機関等に周知とか、養鶏関係団体にもレベルを上げるときには周知しております。それで注意喚起を図っているという状況でございます。

仁木委員

養鶏にはお肉としての養鶏と採卵鶏と両方あると思うんですけれども、団体に対して県からそういった形でされて、そこから養鶏農家に対して行っているのか、直接県が周知徹底されているのか、どちらになりますか。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

先ほど、周知の方法について御質問を頂きました。

団体等も含めまして、生産者には家畜保健衛生所のほうから情報を伝達しております。

団体のほうは、県から連絡等をして周知徹底している状況でございます。

仁木委員

承知しました。

周知徹底に努めていただいて、事業者の皆さんにも御協力いただかないといけないことですから、フォローもできるような格好で体制整備を強化していただきたいということをお願いしまして、質問を閉じさせていただきます。

扶川委員

私も鳥インフルエンザからお尋ねしますが、県内の鶏舎数、事業者数、それから設備のウインドレス化の状況を教えてください。

福見畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま委員のほうから、県内の養鶏場の事業者数とかその対策について御質問を頂きました。

県内の養鶏農場、種鶏場は県内に235農場ございまして、対策につきましては、昨年国内で52事例の発生が確認されて、国の疫学調査チームによる現地調査の結果、発生要因としまして長靴の交換ができていないとか、衛生対策の不備や鶏舎の破損による野生小動物の侵入の可能性などが示唆されております。

鶏舎内への野生小動物の進入防止対策として、鶏舎の破損箇所の修繕、改修に迅速に対応することは重要であると認識しております。

鶏舎の整備や野生小動物対策につきましては、ウインドレス鶏舎の新設又は野生小動物対策に係る防鳥ネットなどの新設に対する国の支援制度がございまして、鶏舎の修繕とか改修に対する支援は現在のところございません。

このため昨年12月、国に対して緊急提言を行うとともに、全国知事会からも鶏舎整備の支援拡充について緊急要望したところでもありますけれども、現在のところは拡充がなされていない状況でございます。

そのため、今後とも国の動向を注視しながら、県内での発生予防対策の強化を徹底してまいりたいと考えております。

扶川委員

ウインドレスの新設とか、それから開放型の施設でも新設のときだけネットとかそういうものに対する補助があるということで、現在の支援制度が不十分だから国に対して支援を要請しているということです。やっぱり予防、防疫が大事で、発生してしまうと大変なことになるわけです。

県内の235農場のうち圧倒的多数は開放型なんですよね。8割、9割ぐらいと聞いてい

ますけれども、そこに対する対策をきっちり取れるような仕組みを国に対して更に求めていくと同時に、この時期、対策をとろうとしている農家に対して、県としてももう少し踏み込んだ対策、支援はできないものか、この点についてお考えをお聞かせください。

岸本畜産振興課長

ただいま扶川委員から、圧倒的に多い開放鶏舎、本県の養鶏の状況を踏まえながらも少し踏み込んだ発生予防対策ということで御質問を頂きました。

本県の防疫対策につきましては、昨年度の本県での発生状況、このあたりの対策を踏まえ、本年度より鳥インフルエンザとくしまアラートを設定いたしまして、現在はステージⅢということで対応しております。

なお、発生予防対策につきましては、先ほど部長からも御報告がございましたけれども、先週11月15日から県内の全ての養鶏場に対しまして消毒用の消石灰を緊急的に配布し、本日も終了する見込みでございます。それと併せて各養鶏場に対しましては、特に除草、消毒、野生動物の侵入を少しでも低減させる指導であったり、また、10月末より11月12日まで養鶏場の近隣に所在しますため池の消毒も実施いたしまして、再度12月以降に2回目の消毒を実施する予定としております。

引き続きまして、まずは鶏舎への侵入防止、農場への進入防止を図るための対策につきまして現場の家畜保健衛生所を中心に徹底してまいりたいと考えております。

扶川委員

今おっしゃったようなことは、当然必要な対策だと思うのです。それに対する、例えば施設の修繕であるとか、それから防鳥ネットの設置とか、お金が掛かるもの全体に支援が必要なんじゃないかと、石灰とかは当然無償で提供しているのしょうけれど、例えばそのほかにも除草するとか、いろんな指導して対策をとっていただくわけです。余分な負担が掛かるわけです。

だからもう一步踏み込んで、特に小規模な農家であっても発生すれば大変なことになるわけですから、そこから広げていって対策をとるべきと思うのです。

県として、一定の制度を国が作る前に、単独でももう少し踏み込んで作ったらどうかということなんです。すぐやりますなんてことにならないのは分かっていますので、是非前向きに検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

岸本畜産振興課長

ただいま扶川委員から、鶏舎の修繕、補修、そのあたりに国の支援制度がない中で県で踏み込んで制度の創設等の御質問を頂きました。

鶏舎の修繕等につきましては、現在国の支援制度はございません。

そういう中で全国的にも鶏舎の修繕であったり、野生小動物の進入防止対策、そのあたりは全国的に養鶏農場の関係者の方々が一体となって取り組んでおられまして、そういう中で本県におきましても現在、家畜保健衛生所のほうが点検を行う、また農家さん自身で点検を行っていただくなど対応を強化しているところでございます。引き続き県といたしましても、まずは鶏舎の中に進入しないための対策の徹底を優先的に進めてまいりたいと

考えております。

扶川委員

とにかく前向きに取り組んであげてください。国に対しても強く申し上げていただきたいと思います。

それでは次には、鳥獣保護管理事業計画と鳥獣被害防止対策基本方針のそれぞれの素案関係でお尋ねします。

ベースの話を知ってほしいのですが、対策をとるに当たっては狩猟という形で捕る場合もあるし、それから個体調整という形をとる場合もあります。

いずれにしても、猟友会の方とか、あるいは猟友会に所属していない免許をお持ちの方の協力が必要なわけで、猟友会の会員数であるとか、免許を持っている方の数をまず教えてもらえますか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

狩猟免許の交付者数は年々上がってきまして、令和元年度で3,059人、令和2年で3,143人という数でございます。

免許は取ったけれども登録せずにペーパーハンターという方もいらっしゃいます。狩猟をするためには、狩猟者登録が必要でございますので、その登録数につきましては、令和元年が2,287人、令和2年が2,280人という数値でございます。

扶川委員

徳島県の個体数調整は、専門の事業者みたいなものを置いていないのですね。全部猟友会にお願いして捕っていただいているのですね。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

個体調整といたしましては、例えば猟友会の方とかが捕っていただくようになっております。

扶川委員

もう一つお尋ねしますが、増加してきているということで、数字をまた後で教えてほしいのですが、捕獲頭数、実際に捕獲されている人数もまた分かったら教えていただきたいのですが、もう一つお尋ねしたいのは報奨金の仕組みです。捕った場合にどのくらいのお金になるかというのは、現在、全国的にはだんだん上がってきているわけなのですが、徳島はどんなふうになっていますか。

田中鳥獣対策・ふるさと創造課長

報奨金のお話でございます。

報奨金につきましては、全国一律で国のほうの交付金がございます。それを使いまして、プラス市町村が上乗せをしているという状況でございます。市町村によってばらつきがある状態でございます。

扶川委員

これも状況を知りたいので、また後で結構ですので教えていただきたいと。

報奨金がアップする中で捕獲頭数は増えてきたと思うのですが、必ずしも免許の交付者の数が急激に伸びているというわけでもないと思うのです。

だから狩猟免許を持った方、それから登録される方を増やしていくのが大事な取組でこつこつやっつけていかなければならないのですけれども、やっぱりその中で実際に捕っていただく、インセンティブを与える報奨金の状況がどうなっているのかということも大事だと思うのです。

それから、密度が高いところを減らしていくという計画になっているわけですから、その密度の高いところに捕りに行っていただく、そういう体制が適切にとれているかどうかですね。

また、これは県内の状況をよく知りませんが、処理がちゃんとできているか、死体の処理とかそれから報奨金の手続きとかですね。こういうことが全国的には過去に問題になったこともあるようですから、そのあたりが適切にできているかどうかは是非知りたいので、また説明を頂けたらと思います。

私の知り合いも最近猟銃を手に入れて、これから狩猟に参加しよう、場合によったら個体数の調整もできるような腕前になりたいと考えている方があって、そういう方にちゃんとそういう情報が行き渡って、鳥獣被害防止のための万全の体制がとれるような育成を図っていただきたいと思いますので、改めてそのあたりもお願いしたような数字、現状のレクチャーをお願いしておきたいと思います。今日は一旦これで終わります。

古川副委員長

鳥獣計画については、また付託委員会で詳しく聞かせてもらうこととして、鳥インフルエンザの関係で1点教えてほしいのですけれども、発生した場合、殺処分して埋めることになると思います。自分の鶏舎の近くに埋める場所がない場合は近くで探してということになるのだと思うのですけれども、そのあたりの経費はどんな形になるのですか。

岸本畜産振興課長

ただいま古川副委員長より、県内で鳥インフルエンザが発生した場合の殺処分後の焼却又は埋却の経費というところで御質問を頂きました。

昨年度も本県で2例発生いたしまして、1例目は埋却、2例目は焼却処分を行ったところでございますが、この経費につきましては、国が2分の1、県が2分の1という形で対応したところがございます。

古川副委員長

自分以外の土地を借りても、その経費もその割合で出るということによろしいですね。

岸本畜産振興課長

ただいま古川副委員長より、土地を借りた場合の経費というところで御質問を頂きまし

た。

飽くまで国、県で負担いたしますのは埋却、焼却またそれに伴う作業に関する経費でございます。仮に養鶏農家の方が他人の土地をお借りするという経費につきましては、養鶏農家さんの御負担という形で対応させていただくことになります。

古川副委員長

はい、分かりました。

もう1点、発生した場合に自衛隊の協力なんかも得られるということも聞いていますけれど、具体的にはどんなことがしてもらえるのですか。

岸本畜産振興課長

ただいま古川副委員長より、発生した場合の防疫対応における自衛隊の協力というところでの御質問を頂きました。

国内におきましては、鳥インフルエンザ以外にも豚熱の発生、家畜伝染病が近年発生しております。発生農場の防疫措置に当たりましては相当数の人員が必要になるということで、それぞれの発生県における人員、県職員であったり、関係団体の職員だけでは到底対応ができない困難な場合が多々ございます。

そういった中、過去、鳥インフルエンザもそうですし、豚熱の場合におきましても、自衛隊のほうに都道府県から災害派遣要請のような形で要請がございまして、自衛隊が協力に赴くと。その際には、例えば発生農場における家畜の殺処分であったり、埋却処理における作業を自衛隊のほうに御協力いただくというようなところでございます。

北島委員長

ほかに質疑はございませんが。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、農林水産部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時44分）